

法職講座は、長年、同志社の教員と同志社出身の法曹（裁判官・検察官・弁護士）によって運営されてきた、法学部の課外講座です。

その目的は、「同志社人による法曹養成」にあります。

講師に支払われるのはごくわずかな謝礼、「後輩の夢をかなえたい」という熱意だけが講座を支えてきました。

法職講座は、決して「法学部生のため」「同志社人のため」の講座ではありません。意欲さえあれば、出身学部や出身大学を問わず、誰でも受け入れてきました。

夢をかなえて、法職講座から巣立った学生の多くは、後日、講座の担い手として戻り、後輩の夢の実現に力を貸してくれました。

2004年4月、「法曹養成」の場は、法学部から法科大学院へと移りました。これにともない、法職講座の役割も変わりました。

現在の法職講座は、「法科大学院入試・予備試験対策」のほか、より広く、「法学部での学びのサポート」、法曹三者、司法書士、公務員、その他「法律に関わる仕事へのいざない」を目的としています。

でも、「先輩が後輩を育てる」というコンセプトは、今も変わっていません。

あなたの夢、法職講座で、かなえてください。
そして、いつか、あなたが、後輩を育ててください。

法職講座では、

司法試験、法科大学院、予備試験に関する
情報提供から



法曹や公務員、司法書士など
「法律に関わる仕事」の紹介

日々の学びのサポートまで

今のあなたのニーズに、
ぴったりの企画を用意しています。

詳しくは…

facebook ページ「同志社大学法学部法職講座」

<https://www.facebook.com/hoshoku>

(アカウントなしで見られます)

お問い合わせ

同志社大学 今出川キャンパス教務センター

(法学部・法学研究科)

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

TEL 075-251-3511

裁判官・検察官・弁護士
になりたいあなたへ

同志社大学法学部

法職講座

法曹への道のり

本学法科大学院
への進学なら！

大学3年生(飛び入学・**早期卒業**)または4年生で…

全国统一適性試験(5月、6月) ◆

法科大学院入試 ◆

(国立は10~11月、私立は7~9月、2月頃)

法科大学院 ◆

法学未修者コース(3年間)

法学既修者コース(2年間)

修了(学位:法務博士)

司法試験(5月)

短答式・論文式 合格発表は9月
合格者約2000人 合格率約30%

司法修習(合格した年の11月から1年間)

二回試験

裁判官

検察官

弁護士

- * 学部中退での飛び入学を認めない大学院もあります。
- * **司法試験予備試験**に合格すれば、◆のステップを省略することができます。ただし、合格率は約3%です。

法学部における法曹養成カリキュラム

●法律学科 履修モデル(法曹モデル)

Step1(1年春~2年春)、Step2(1年秋~)で、法科大学院の既修者入試や司法試験予備試験に必要な「七法」科目を体系的かつ段階的に履修することができます。意欲のある人には、さらに、Step3(3年春~)で、**司法試験選択科目**や刑事政策など、各自の進路、問題関心に応じた科目の履修も勧めます。

Step1

基礎科目(基本的人権概論、刑法概論、民法概論、商法概論、民事手続法概論、刑事手続法概論、行政法概論など12の登録必修科目)

Step2

展開科目のうち、「七法」科目

憲法(統治の原理Ⅰ・Ⅱ、人権保障の原理Ⅰ・Ⅱ、憲法訴訟)、**刑法**(刑法総論Ⅰ・Ⅱ、刑法各論Ⅰ・Ⅱ)、**民法**(民法Ⅰa(総則①)~Ⅵb(相続))、**商法**(会社法Ⅰ~Ⅲ、商法総則・商行為法Ⅰ・Ⅱ、手形法・小切手法)、**民事訴訟法**、**刑事訴訟法**(刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ)、**行政法**(行政法総論Ⅰ・Ⅱ、行政救済法Ⅰ・Ⅱ)

Step3

展開科目のうち、**司法試験選択科目**(労働法、租税法、環境法、経済法、倒産法、知的財産法、国際関係(公法)、国際関係(私法))、刑事政策、民事執行・保全法など

●司法特講

3年生以上を対象とした、法科大学院の既修者入試や予備試験の対策のための講義です。法科大学院の教員や弁護士の指導のもとで、答案練習を行います。私法系・公法系・刑事法系の3クラスが置かれています。

本学法科大学院(司法研究科)との連携

●特殊講義「答案作成ゼミナール」

法学部と法科大学院とで一体的・連続的な学習ができるよう、本学法科大学院の教員(憲法・民法・刑法)による演習形式のクラスを設けています。1年生の秋から、毎年、履修することができます。本学法科大学院への進学を考えている人には、**おすすめ**です。

●法学部早期卒業制度

早期卒業は、3年次終了時において優秀な成績で卒業に必要な単位を修得した者に対し、学部が、特別に卒業を認定する制度です。

法学部では、大学院との一貫教育を実現するために、本学大学院法学研究科および**本学法科大学院へ進学する者を対象とした早期卒業制度**を設けています。早期卒業を希望する者は、2年次終了時に「登録」を行い、1年間、早期卒業に向けた指導を受ける必要があります。

なお、本学法科大学院には、3年次終了時において一定の要件を満たした者に対し、学部を卒業していなくても、特別に入学を認める「**飛び入学**」制度もあります。

司法試験の受験資格を取得するには、通常、学部入学から、最短でも6年(学部4年+大学院2年)かかります。法曹となるには、さらに時間が必要です。

法学部早期卒業制度や法科大学院の「飛び入学」制度を利用すれば、**在学期間を1年短縮**できます。これにより時間やお金を節約できるほか、一足早く、司法試験の受験準備に専念することができます。